

令和7年度 産後ケア事業集合契約参加市町の利用上限一覧

令和7年3月27日現在

	対象者の利用上限(※)			備考
	宿泊型	通所型	訪問型	
姫路市	7日以内	通所型と訪問型を合わせて21時間以内		
尼崎市	7日以内	7回以内(1回9時間以内)	4回以内(1回2時間以内) ※多胎児は6回以内(1回2時間以内)	
芦屋市	宿泊型、通所型、訪問型を合わせて7日以内			
宝塚市	4日以内(宿泊、通所、訪問型を合わせて7日以内)	21時間以内(宿泊、通所、訪問型を合わせて7日以内※通所型は3時間を1日として計算)	14時間以内(宿泊、通所、訪問型を合わせて7日以内※訪問型は2時間を1日として計算)	※市が利用可能時間で利用券を発行するため、事業所において計算を行う必要はありません
三田市	宿泊型と通所型を合わせて7日以内		14時間以内	
伊丹市	宿泊型・通所型・訪問型を合わせて通算7日(回)以内			宿泊型は、例えば1泊2日は2日(回)としてカウント
川西市	7日以内	50時間	14時間	
猪名川町	すべての型の合計20時間以内(宿泊型は1日当たり10時間として計算)			
加古川市	7日以内	42時間以内	10時間以内	
稲美町	7日以内	7回以内(合計56時間以内)	7回以内(合計21時間以内)	
播磨町	7日以内	7回以内(時間制限なし)	7回以内(時間制限なし)	
高砂市	3回以内(合計7日以内)	7回以内(合計56時間以内)	3回以内(1回3時間以内)	
小野市	5日以内	合計35時間以内	合計6時間以内	
加東市	7日以内	49時間以内	21時間以内	
西脇市	7日以内	7回以内(合計42時間以内)	7時間以内	
多可町	7日以内	7回以内(合計49時間以内)	3回以内(1回3時間以内)	
三木市	7日以内	42時間以内	6時間以内	
加西市	6日以内	40時間以内	12時間以内	
市川町	宿泊型と通所型を合わせて7日以内		5回以内(時間制限なし)	
福崎町	宿泊型と通所型を合わせて7日以内		5回以内(時間制限なし)	
神河町	宿泊型と通所型を合わせて7日以内		5回以内(時間制限なし)	
たつの市	7日以内	7回以内(時間制限なし)	7回以内(時間制限なし)	
太子町	7日以内	7回以内(時間制限なし)	7回以内(時間制限なし)	
佐用町	7日以内	7回以内	7回以内	
宍粟市	宿泊型と通所型を合わせて7日以内		4回以内(時間制限なし)	
相生市	4日以内	7回以内(合計28時間以内)	7回以内(合計14時間以内)	
赤穂市	7日以内	21時間以内	21時間以内	
上郡町	7日以内	通所型と訪問型を合わせて7回以内(合計21時間以内)		(検討のため未定)
朝来市	7日以内	通所型と訪問型を合わせて4回以内(時間制限なし)		
丹波市	7日以内	49時間以内	21時間以内	
丹波篠山市	7日以内	3回以内(時間制限なし)	1回以内(時間制限なし)	
洲本市	宿泊型、通所型、訪問型を合わせて7日以内			
淡路市	7日以内	7回以内(時間制限なし)	7回以内(時間制限なし)	
南あわじ市	7日以内	7回以内(時間制限なし)	7回以内(時間制限なし)	

※宿泊型の○日以内の計算：例えば1泊2日の場合は、2日とし、4泊5日は、5日と計算する
 ※通所型、訪問型：時間上限がある場合は、上限を超える部分は全額自己負担となる